

～豊橋市保健所で一緒に働きましょう～

(豊橋市公衆衛生医師の募集)

豊橋市は、愛知県の東部に位置し、静岡県と隣接しており、豊かで美しい自然と温暖な気候に恵まれた地域です。豊橋市では、地域の魅力をさらに高めるとともに、『私たちがつくる 未来をつくる』を基本理念とした「第6次豊橋市総合計画」に基づき、「人を育む」ことに軸足を置き、まちづくりを進めています。

豊橋市は人口約37万人の中核市であり、保健所が設置されています。

保健所は、地域保健法で保健所業務として定められている、食品衛生や感染症に関する広域業務、精神、難病対策などの専門的な業務や健康危機管理など、地域の住民の安全な生活を確保しています。さらに、これら保健所の業務に加え、乳幼児健診などの母子保健事業、特定健診やがん検診などの生活習慣病対策、健康づくり対策などのより住民に身近なサービス（保健センター業務）を提供し、地域住民の健康のレベルアップを担っています。

現在、私たち保健所・保健センターでは、総合計画で掲げた8つの目指すまちの姿のうち、「命の安全、心の安全が確保されたまち」「みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち」の実現に向け、取り組みを進めています。保健所・保健センターが一丸となって、この対策に取り組んでいます。中核市としての特徴を生かし、母子保健や健康づくりなどの身近なサービスの提供とともに、「健康危機」に強い保健所を目指しています。

保健所・保健センターには、保健医療企画課、健康増進課、こども保健課、生活衛生課、食肉衛生検査所がありますが、2024年度から、新型コロナウイルス感染症に対する経験を踏まえ、「健康危機管理グループ」を保健医療企画課に新たに設置し、感染症や食中毒など、市民の安全な暮らしを脅かす健康危機管理事象の早期発見、発生時の市民の方々への情報の発信、発生時の対応マニュアルの整備などに取り組んでいます。

また、高齢者が増加する中で、通常時はもちろんのこと、災害時においても必要な医療が提供できるよう、県とも連携して、体制整備に取り組んでいます。

【豊橋市保健所の概要】

保健所は、保健・医療・福祉の機能が一体となったゾーン「ほいっぴ」に建てられており、こども発達センターや医師会・歯科医師会・薬剤師会が同一敷地内にあるため、連携しやすくなっています。保健所・保健センターとして、専門的な保健所業務と住民に身近な市町村業務を一体的に取り組んでいます。2024年4月に保健医療企画課主査として医師が一人配置されており、多くの専門職や事務職と連携して、業務に取り組んでいます。

各課の主な業務

- 保健医療企画課**（事務職、医師、保健師、薬剤師、獣医師、診療放射線技師）
/予防接種・医事・薬事に関すること/健康危機管理・災害・救急医療体制に関すること/感染症予防・地域保健の推進に関すること/看護専門学校・休日夜間診療所・休日夜間・障害者歯科診療所の管理運営
- 健康増進課**（事務職、保健師、栄養士、歯科衛生士、社会福祉士）
/がん等各種健診、健康づくり/難病や精神保健に関すること
- こども保健課**（事務職、保健師）
/妊娠、出産、子育てに関する総合相談窓口/乳幼児健診
- 生活衛生課**（事務職、薬剤師、獣医師）
/食品衛生・生活衛生に関すること/動物愛護に関すること/衛生検査所
- 食肉衛生検査所**（事務職、獣医師）
/食肉の検査/と畜場および食鳥処理場の衛生監視指導



【豊橋市保健所・保健センター（ほいっぴ）全体】

～こんな公衆衛生医師を求めています～

変革を恐れず新しいことに積極的に挑戦し
市民感覚・経営感覚を持ち合わせ、
将来的には組織を統率し地域全体の公衆衛生向上のために
マネジメント力を発揮できる医師を求めています！

ここがポイント

- ✓地域の課題を把握し、医学的知識を活かした事業を企画立案し、地域全体を変える！
- ✓健康危機などの専門的業務とともに、住民に身近な業務を行いながら、地域の安全と健康づくりに、幅広く取り組むことができる！
- ✓他職種の職員とともに、仕事に対するやりがいと充実感を得ることができる！
- ✓日常の業務の中でキャリアパスを図ることができる！
- ✓育児や介護など個々の事情に合わせたワークライフバランスが確保しやすい！

【応募資格、勤務条件等】

- ◆募集職種：公衆衛生医師
- ◆採用予定人員：1名
- ◆受験資格：医師免許を有する方（ただし、平成16年以降に医師免許を取得した方にあつては、臨床研修を修了又は採用日までに修了が見込まれる方）
- ◆身分：豊橋市の常勤職員（役職は医歴、年齢等を考慮して決定されます）
- ◆給与：初任給は医歴等に応じ、豊橋市職員の給与に関する条例に基づき決定されます
- ◆勤務時間：週38.75時間（原則として午前8時30分～午後5時15分）
- ◆休日、休暇：休日は土曜日、日曜日のほか、国民の休日、年末年始。そのほか年次有給休暇、夏期休暇などあり

公衆衛生医師のメッセージ

「私は2024年の4月から公衆衛生医師（所属：保健医療企画課感染症グループ主査）として働いています。臨床医として働いている際に予防医療についての重要性を感じ、もっと広い視野で地域住民の健康増進に取り組みたいと思ったことがきっかけでした。保健所の業務は感染症対策や健康増進、環境衛生等幅広く、新たに学ぶべきことがたくさんあり、その中で臨床の知識や経験も十分生かされると思っています。多職種が集い、チームとして仕事に取り組むため、違った視点で意見が聞けるのはとても勉強になります。またワークライフバランスの観点からお勧めできます。まだ日が浅く、私の知らない業務が多いですが、一緒に公衆衛生医師としてのやりがいを見出し、地域の健康を守っていきましょう。」